

令和2年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員

R3 監 監 第 371 号

令和 3 年 8 月 25 日

仙台市長 郡 和 子 様

仙台市監査委員	小 林 仁
同	須 藤 裕 州
同	佐 藤 正 昭
同	岩 渕 健 彦

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

令和2年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

健全化判断比率審査

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の日程	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容等	1
第5	審査の結果	1
第6	健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	5

資金不足比率審査

第1	審査の種類	7
第2	審査の対象	7
第3	審査の日程	7
第4	審査の着眼点及び主な実施内容等	7
第5	審査の結果	7
第6	資金不足比率の状況	8
	(1) 下水道事業会計	8
	(2) 自動車運送事業会計	8
	(3) 高速鉄道事業会計	9
	(4) 水道事業会計	9
	(5) ガス事業会計	10
	(6) 病院事業会計	10
	(7) 中央卸売市場事業特別会計	11
	(参考)算定式及び用語の説明	12

令和2年度決算に基づく仙台市健全化判断比率審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率審査

第2 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の日程

令和3年7月30日から同年8月17日まで

第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、仙台市監査基準に従い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に関し、計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定の経過及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第5 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

下の表に記載のとおり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	16.25 %
実質公債費比率	6.1 %	6.1 %	25 %
将来負担比率	78.8 %	71.2 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

第6 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

$$\begin{array}{l}
 \text{(実質赤字比率)} \quad [\text{---}] = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \quad [\text{---}]}{\text{(標準財政規模)} \quad 280,307,561 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は 4,338,347 千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度 3,819,284 千円に比べ 519,063 千円増加している。これは、一般会計の実質収支額が増加したこと等による。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
歳入総額 ①	667,251,215	786,615,678	119,364,463
歳出総額 ②	657,824,725	776,383,874	118,559,149
歳入歳出差引額 ③=①-②	9,426,490	10,231,804	805,314
翌年度に繰り越すべき財源 ④	5,607,206	5,893,457	286,251
一般会計等実質収支額 ③-④	3,819,284	4,338,347	519,063

(2) 連結実質赤字比率

$$\begin{aligned}
 & \text{(連結実質赤字比率)} \quad [\quad - \quad] = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \quad [\quad - \quad]}{\text{(標準財政規模)} \quad 280,307,561 \text{ 千円}}
 \end{aligned}$$

連結実質収支額は 41,110,488 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであり、連結実質収支額は前年度 36,992,618 千円に比べ 4,117,870 千円増加している。これは、下水道事業会計の資金剰余額が減少したものの、ガス事業会計及び病院事業会計の資金剰余額、国民健康保険事業特別会計の実質収支額が増加したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実質収支額又は 資金不足額・剰余額		増 減	
		令和元年度	令和2年度		
一般会計等		3,819,284	4,338,347	519,063	
一般会計		3,733,343	4,239,721	506,378	
一般会計等に属する特別会計	都市改造事業特別会計	0	0	0	
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	
	公債管理特別会計	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
	新墓園事業特別会計	85,941	98,626	12,685	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	294,583	1,656,314	1,361,731	
	駐車場事業特別会計	0	0	0	
	介護保険事業特別会計	1,850,250	1,419,581	△ 430,669	
	後期高齢者医療事業特別会計	67,891	103,183	35,292	
公営企業会計	法適用企業	下水道事業会計	8,226,787	6,199,129	△ 2,027,658
		自動車運送事業会計	△ 291,933	△ 482,919	△ 190,986
		高速鉄道事業会計	0	0	0
		水道事業会計	15,626,187	15,892,118	265,931
		ガス事業会計	4,677,679	7,698,838	3,021,159
		病院事業会計	2,721,890	4,285,897	1,564,007
	法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0	0
合 計		36,992,618	41,110,488	4,117,870	

※高速鉄道事業会計及び中央卸売市場事業特別会計においては解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足は生じなかったため0としている。

※国の予算を貸付原資とする母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計における剰余金は、翌年度の貸付財源とするために事業繰越として取り扱うことから、実質収支額が0となっている。

(3) 実質公債費比率

平成30年度 (実質公債費比率) = 6.01705%	$\frac{(32,212,115 \text{ 千円} + 33,211,129 \text{ 千円}) - (15,731,314 \text{ 千円} + 35,157,417 \text{ 千円})}{(276,712,919 \text{ 千円}) - (35,157,417 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p> <p>(標準財政規模) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
令和元年度 (実質公債費比率) = 6.41214%	$\frac{(33,937,594 \text{ 千円} + 33,003,139 \text{ 千円}) - (17,428,618 \text{ 千円} + 33,990,168 \text{ 千円})}{(276,061,307 \text{ 千円}) - (33,990,168 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p> <p>(標準財政規模) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
令和2年度 (実質公債費比率) = 6.08406%	$\frac{(33,402,696 \text{ 千円} + 32,788,456 \text{ 千円}) - (18,316,864 \text{ 千円} + 32,816,806 \text{ 千円})}{(280,307,561 \text{ 千円}) - (32,816,806 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p> <p>(標準財政規模) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
平成30年度から令和2年度までの3か年平均 = 6.1%	

実質公債費比率は、平成30年度から令和2年度までの3か年平均で6.1%となっており、早期健全化基準25%を下回っている。

なお、実質公債費比率の推移は第3表のとおりであり、平成29年度から令和元年度までの3か年平均6.1%と同じ比率となった。単年度の比率については、令和2年度が6.08406%となっており、前年度6.41214%に比べ0.32808ポイント低下している。

第3表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
平成29年度(単年度)	6.04107%
平成30年度(単年度)	6.01705%
令和元年度(単年度)	6.41214%
令和2年度(単年度)	6.08406%
実質公債費比率(29年度～元年度の3か年平均)	6.1%
実質公債費比率(30年度～2年度の3か年平均)	6.1%
早期健全化基準	25%

(4) 将来負担比率

(将来負担比率) 71.2% =	1,062,533,998 千円	886,174,180 千円
	(将来負担額)	－ (充当可能財源等)
	(標準財政規模)	－ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	280,307,561 千円	32,816,806 千円

将来負担比率は71.2%となっており、前年度78.8%に比べ7.6ポイント低下し、早期健全化基準400%を下回っている。

なお、将来負担額の内訳及び対前年度比較は第4-1表、充当可能財源等の内訳及び対前年度比較は第4-2表のとおりである。

将来負担額は1,062,533,998千円であり、前年度1,069,063,755千円に比べ6,529,757千円減少している。これは、地方債の現在高が増加したものの、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額が減少したこと等による。

一方、充当可能財源等は886,174,180千円であり、前年度878,251,011千円に比べ、7,923,169千円増加している。これは、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少したものの、充当可能基金、充当可能特定歳入が増加したことによる。

第4-1表(将来負担額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和元年度		令和2年度		増 減
	金 額	全体に占める割合	金 額	全体に占める割合	
地方債の現在高	873,396,536	81.7%	880,082,521	82.8%	6,685,985
債務負担行為に基づく支出予定額	16,071,717	1.5%	14,450,516	1.4%	△ 1,621,201
公営企業債等繰入見込額	92,930,473	8.7%	85,703,500	8.1%	△ 7,226,973
組合負担等見込額	0	0.0%	0	0.0%	0
退職手当負担見込額	86,149,411	8.1%	81,647,202	7.7%	△ 4,502,209
設立法人の負債額等負担見込額	515,618	0.0%	650,259	0.1%	134,641
連結実質赤字額	-	-	-	-	-
組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-
合 計	1,069,063,755	100.0%	1,062,533,998	100.0%	△ 6,529,757

第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
充当可能基金	235,600,253	241,766,285	6,166,032
充当可能特定歳入	134,177,257	136,521,719	2,344,462
(うち都市計画税)	(94,857,910)	(97,620,141)	(2,762,231)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	508,473,501	507,886,176	△587,325
合 計	878,251,011	886,174,180	7,923,169

令和2年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

資金不足比率審査

第2 審査の対象

令和2年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の日程

令和3年7月1日から同年8月17日まで

第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、仙台市監査基準に従い、各事業の資金不足比率に関し、計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定の経過及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明聴取等の方法により実施した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

資金不足比率

事業名	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	20%
自動車運送事業	4.3%	9.5%	
高速鉄道事業	—	—	
水道事業	—	—	
ガス事業	—	—	
病院事業	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

第6 資金不足比率の状況

(1) 下水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 8,226,787	△ 6,199,129	2,027,658
流動負債（a）	7,813,495	7,698,225	△ 115,270
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	16,040,282	13,897,354	△ 2,142,928
事業規模（B）	23,046,057	21,496,546	△ 1,549,511
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債（a）は、翌年度に償還する企業債を除いている。

(2) 自動車運送事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
資金不足額	291,933	482,919	190,986
($A = a + b - c - d$)	291,933	482,919	190,986
流動負債（a）	1,859,043	2,647,474	788,431
算入地方債現在高（b）	-	1,150,000	1,150,000
流動資産（c）	1,567,110	2,164,555	597,445
解消可能資金不足額（d）	-	1,150,000	1,150,000
事業規模（B）	6,683,714	5,066,443	△ 1,617,271
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	4.3%	9.5%	5.2

- ・当年度は、 $a + b - c = 1,632,919$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額（d）を算入している。
- ・流動負債（a）は、翌年度に償還する企業債を除いている。
- ・解消可能資金不足額（d）は、累積償還・償却差額算定方式により算出した額と特別減収対策企業債の現在高との合算額である。
- ・解消可能資金不足額（d）を控除した結果、資金不足が482,919千円となった。
- ・資金不足額（A）を事業規模（B）で除した資金不足比率は9.5%で、前年度より5.2ポイント上昇している。

(3) 高速鉄道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c - d$)	△ 10,239,110	△ 2,703,027	7,536,083
流動負債 (a)	5,543,592	4,938,695	△ 604,897
算入地方債現在高 (b)	-	4,400,000	4,400,000
流動資産 (c)	5,338,462	4,184,590	△ 1,153,872
解消可能資金不足額 (d)	10,444,240	7,857,132	△ 2,587,108
事業規模 (B)	17,236,002	12,922,320	△ 4,313,682
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 5,154,105$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・流動負債 (a) は、翌年度に償還する企業債を除いている。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式により算出した額と特別減収対策企業債の現在高との合算額である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(4) 水道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 15,626,187	△ 15,892,118	△ 265,931
流動負債 (a)	6,395,049	6,037,436	△ 357,613
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	22,021,236	21,929,554	△ 91,682
事業規模 (B)	24,631,629	23,438,533	△ 1,193,096
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債 (a) は、翌年度に償還する企業債を除いている。

(5) ガス事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 4,677,679	△ 7,698,838	△ 3,021,159
流動負債（a）	4,372,525	3,726,977	△ 645,548
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	9,050,204	11,425,815	2,375,611
事業規模（B）	33,128,800	29,196,346	△ 3,932,454
資金不足比率（ $A/B \times 100$ ）	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債（a）は、翌年度に償還する企業債を除いている。

(6) 病院事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 2,721,890	△ 4,285,897	△ 1,564,007
流動負債（a）	2,120,466	2,008,172	△ 112,294
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	4,842,356	6,294,069	1,451,713
事業規模（B）	15,789,735	15,247,184	△ 542,551
資金不足比率（ $A/B \times 100$ ）	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債（a）は、翌年度に償還する企業債を除いている。

(7) 中央卸売市場事業特別会計（地方公営企業法非適用）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c - d$)	0	0	0
歳出額 (a)	2,807,643	3,197,770	390,127
算入地方債現在高 (b)	49,820	49,460	△ 360
歳入額 (c)	2,807,643	3,197,770	390,127
解消可能資金不足額 (d)	49,820	49,460	△ 360
事業規模 (B)	1,440,626	1,452,011	11,385
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 49,460$ 千円 >0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・歳入額 (c) は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、算入地方債現在高 (b) のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A = 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(参考) 算定式及び用語の説明

(算定式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(用語)

・資金不足額

(法適用)

(流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c) - 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

(法非適用)

(歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額 c) - 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

※歳入額 c は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

・算入地方債現在高 b

建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

・解消可能資金不足額 d

次の①～③のいずれかの方法により算定された額に、④又は⑤の地方債の額を加えたもの

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式とすることも可能）

④ 算入地方債現在高のうち、経常利益がある法適用企業（又は経常利益に相当する額がある法非適用企業）が起こした地方債の現在高

⑤ 算入地方債現在高のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高

・翌年度に繰り越すべき財源

繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額等の合算額から、これらに係る未収入特定財源を控除した額

・事業規模

(法適用)

営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用)

営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

